

第6章 都市計画の提案制度

1 都市計画の提案制度

都市計画の提案制度は、自主的なまちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者、まちづくり市民団体等が一定の要件を満たした場合は、県や市に対して都市計画の決定又は変更の提案を行うことができるという制度です。（都市計画法第21条の2）

（1）提案できる都市計画

県や市が定める都市計画のうち、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「都市再開発の方針」などを除いた全ての都市計画が対象です。

県が定める都市計画に関する提案は県へ、市が定める都市計画に関する提案は市へ提案します。

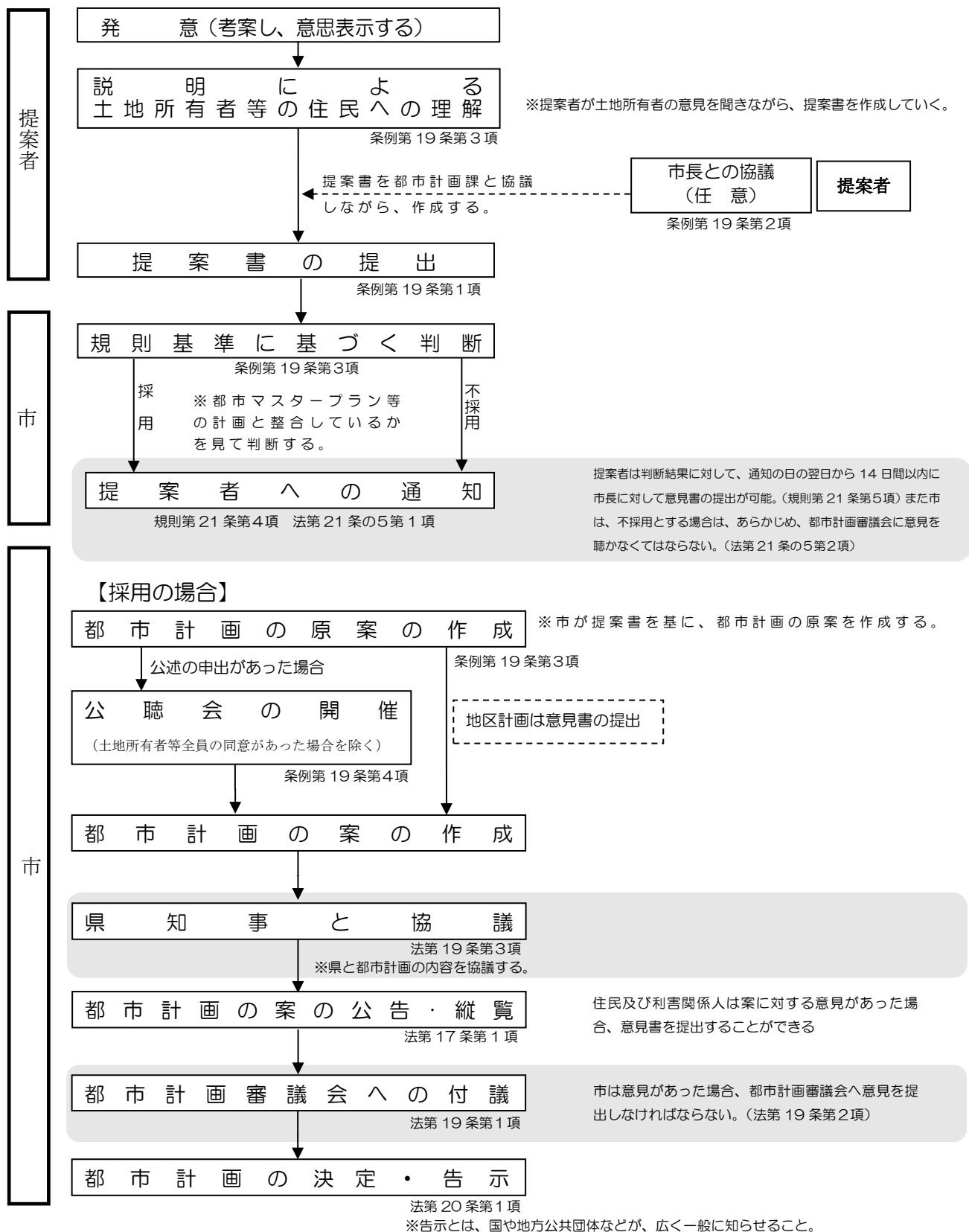
まずは、担当課（p. 86 参照）へご相談ください。

（2）提案に必要な条件

市が定める都市計画に関する提案をする場合は、次の条件を満たす必要があります。

- ・ 0.3ha 以上の一体的な一団の土地であること。
- ・ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」など、都市計画法及びその他の関係法令に基づく都市計画に関する基準に適合していること。
- ・ 提案区域内の土地の所有者等の 3 分の 2 以上（人数と面積）の同意があること。

(3) 手続の流れ（市が定める都市計画の提案の場合）



※「法」とは「都市計画法」のことです。

※「条例」とは「鎌倉市まちづくり条例」のことです。

※「規則」とは「鎌倉市まちづくり条例施行規則」のことです。

(4) Q & A

Q1 どんな人が都市計画の提案をすることができますか？

提案の対象となっている区域内の土地所有者等の権利者、まちづくり市民団体、まちづくりの推進を目的とする NPO 法人等で、提案に必要な要件を満たしていれば可能です。

Q2 提案にはどのような準備が必要ですか？

提案しようとする内容について、事前に市と話し合い、整理することが必要です。

提案先（県か市かの確認）、土地所有者等の同意確認など、提案に必要な具体的な書類や要件について理解し、その後に下記の書類を準備し、提出することとなります。

●提出書類

- ・都市計画提案書
- ・都市計画の素案（総括図、計画図、計画書）
- ・提案を行うことができる者であることを証する書類
- ・土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- ・周辺環境への影響に関する調書
- ・周辺住民等への説明の経過に関する資料
- ・その他市長が必要と認める書類

Q3 P.47 地区計画等の住民原案の申出との違いは何ですか？

「住民原案の申出」は、都市計画決定・変更できる案件が地区計画に関する事案のみとなります。それに対して「都市計画の提案」は、一部を除く都市計画全般（例えば用途地域や緑地など）について都市計画決定・変更が可能です。また、「住民原案の申出」は、都市計画決定図書（計画書や図面）を申出者自身が作成することになりますが、「都市計画の提案」は、提案者の内容を基に市が都市計画決定図書を含む都市計画の原案を作成します。

	住民原案の申出 (P47)	都市計画の提案 (P72)
対象となる都市計画	地区計画	一部を除く都市計画全般
申請できる者	提案の対象となっている区域内の土地所有者等の権利者、まちづくり市民団体、まちづくりの推進を目的とするNPO法人等	
図書の作成	申請者	市
公聴会の開催規定	無	有